



2 農業地域

農業地域は、自然環境の保全や良好な農村景観の形成など多面的な機能を有しており、生産基盤の整備や農地の集約化など効率的な土地利用の推進とともに、自然にやさしい農村づくりやグリーン・ツーリズムなど農業とのふれあい促進に努めます。土地利用に努めます。

3 森林地域

森林地域は、木材生産などの経済的機能を持つだけでなく、水源かん養や国土保全などの公益的機能に加え、自然環境や景観の保全、レクリエーションの場など多面的機能が発揮できるよう、森林資源の確保や育成に努めます。

4 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成しており、希少な動植物の宝庫となっています。

また、自然景観保護地区であるコムケ湖のほかオムサロ原生花園周辺は自然環境の保全上大切な地域であり、森林、河川、湖沼などの環境の保全に努めます。



第3章 土地利用の推進

土地の有効かつ適切な利用を促進するため、土地利用の基本構想に沿って次の4つの地域区分を設定し、自然環境の保全や健康で文化的な生活環境の確保、地域産業の発展のため総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

1 都市地域

都市地域は、無秩序な市街化を防止し、まちづくりを計画的に進めるため、用途地域を指定しています。

(1)用途地域は良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現するため、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態に制限を加え誘導するものです。

① 住居系地域

住居系地域は、市民が安心して快適に生活できるよう、道路、公園、下水道や防災にも配慮した整備に努めます。

② 商業系地域

都市機能の集積された本町通りとその周辺部の中心商業地については、まちなかへの居住促進と消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めます。

また、郊外地区の近隣商業地域については、日常生活に密着した地域商業機能が適切に活かされた商業地形成に努めます。

③ 工業系地域

工業系地域は、空港、重要港湾、高規格道路など交通の利便性と地域特性を活かした企業誘致や地場産業の振興を図るとともに、自然環境、生活環境との調和に配慮した適正な土地利用に努めます。

(2)用途地域外は、自然環境をはじめ、農地や森林など環境の保全に留意し、無秩序な開発を抑制するとともに、生産活動と市民活動が調和する土地利用に努めます。

